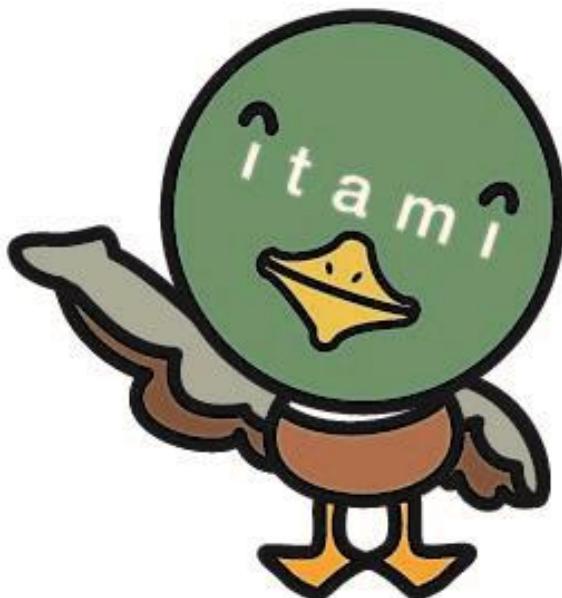


## 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)



住み慣れた地域でいきいきと  
安心して暮らせるまち伊丹の実現

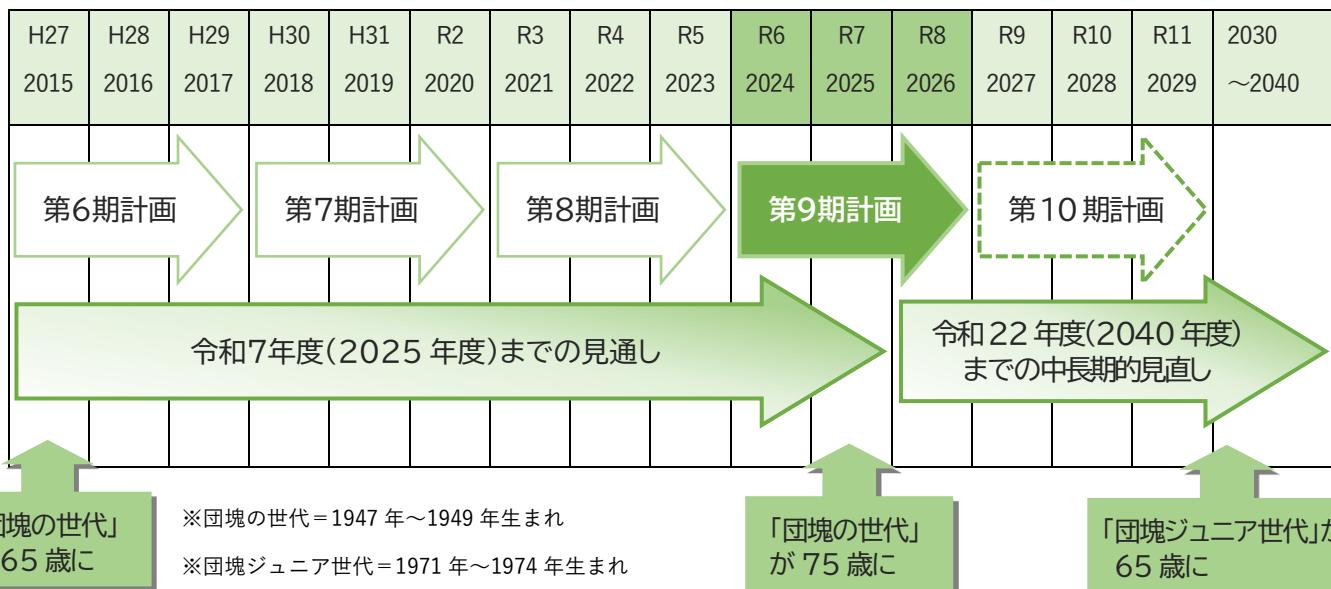


伊丹市マスコット  
たみまる

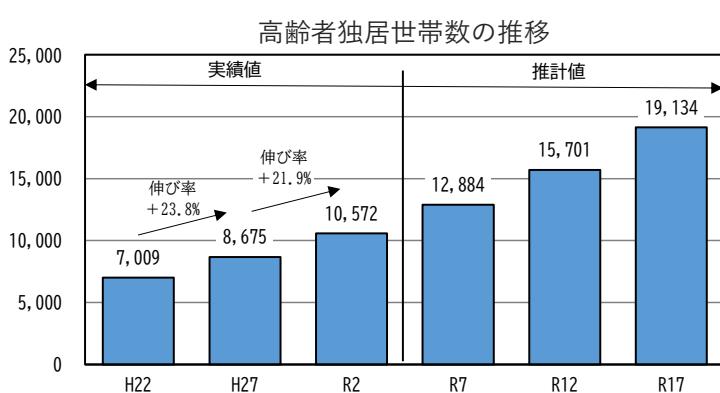
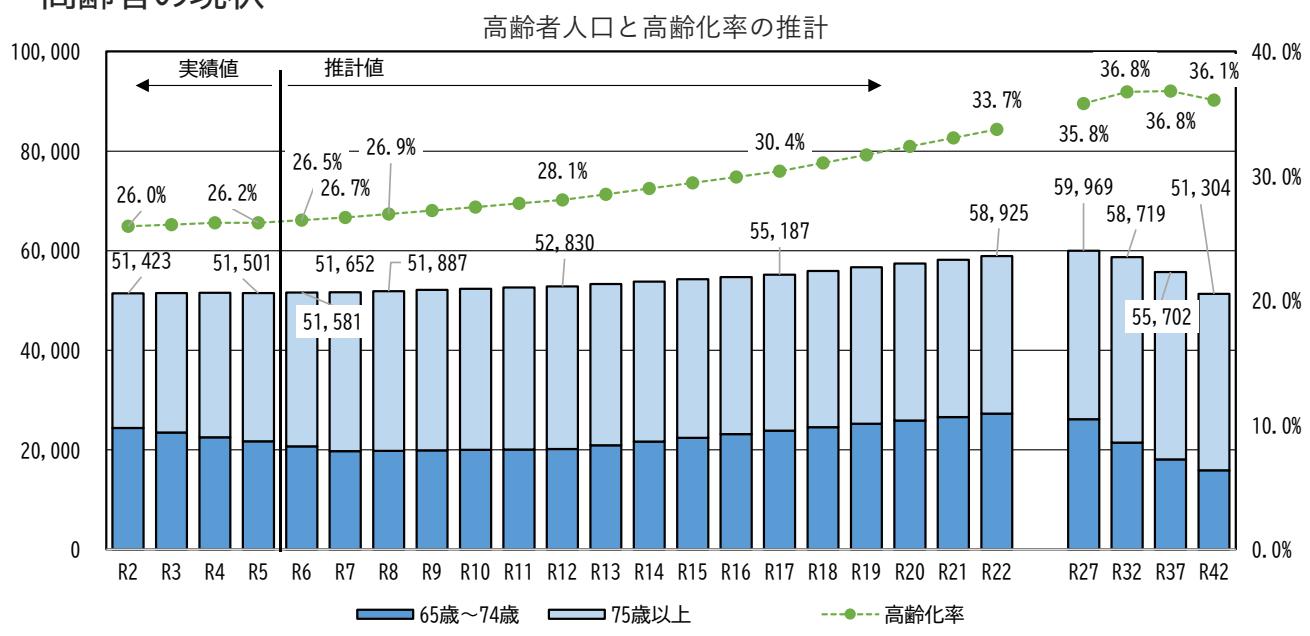
itami  
伊丹市

令和6年(2024年)●月

この計画は、高齢者をめぐる状況や将来を見据えて、3年に1度見直すことが法律で決められています。



## 高齢者の現状



- 令和7年（2025年）に団塊の世代が75歳以上となり、さらに令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となるにともない高齢者人口の増加や高齢化率の上昇が見込まれます。
- 少子高齢化や核家族化の進展にともない、ひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれます。

## 共生福祉社会の実現

一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的な地域や社会を形成することが必要です。

このような背景をふまえて、すべての高齢者やその家族が、健やかに安心して、住み慣れた地域の中で、いきいきと生活することができる社会をめざし、伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）を策定し、さまざまな施策を展開します。

# 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)の策定

基本理念

住み慣れた地域でいきいきと  
安心して暮らせるまち伊丹の実現

地域包括ケア



基本目標1

住み慣れた地域での暮らしを支えます

基本施策

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
2. 高齢者を支える地域福祉活動の推進

元気



基本目標2

高齢者の元気な生活を支援します

基本施策

1. 介護予防・生活支援サービス事業の充実
2. フレイル予防・介護予防の推進
3. 生きがいづくり活動の推進

安心



基本目標3

安心して暮らせる仕組みを構築します

基本施策

1. 認知症施策の推進
2. 高齢者の権利擁護の推進
3. 高齢者の住まいの確保
4. 災害や感染症対策に係る体制整備
5. 介護人材の確保と業務の効率化

持続可能



基本目標4

持続可能な介護保険制度を構築します

基本施策

1. 介護保険サービス事業
2. 保険給付費総額の推計及び保険料の設定
3. 介護給付適正化計画（第6期）
4. 介護保険制度を円滑に運営するためのその他の方策

本市では、団塊の世代（1947年～1949年生まれ）が75歳以上となる令和7年（2025年）、また、団塊ジュニアの世代（1971年～1974年生まれ）が65歳以上となる令和22年（2040年）に向け、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを一体的に提供して、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進をめざしています。

## 基本施策1 地域包括ケアシステムの深化・推進

### 地域包括支援センターの機能強化に向けた方向性

#### ◆人員体制

- 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置
- 地域包括支援センターの一定の関与を確保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大

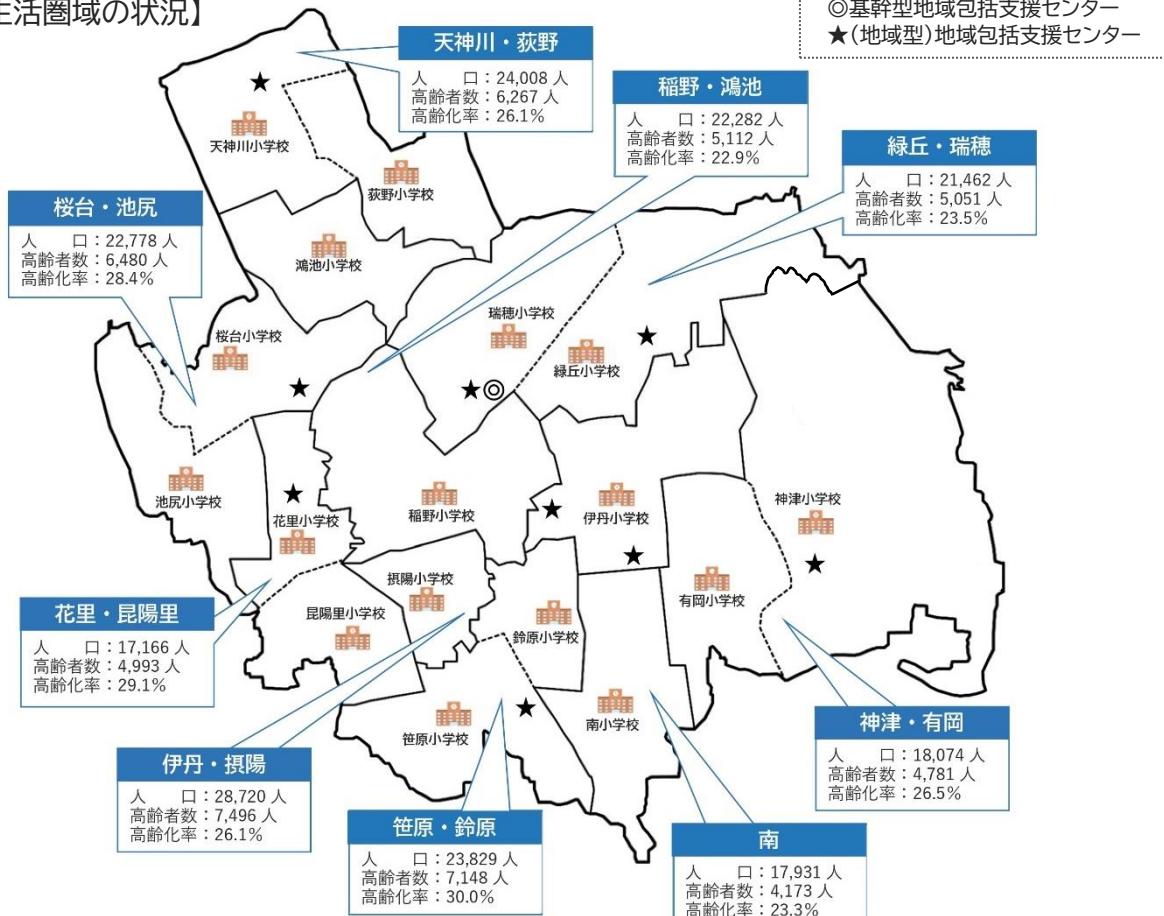
#### ◆運営体制

- 運営指針、事業実施計画等に基づいた計画的な運営の継続

#### ◆効果的な運営の継続

- 総合相談支援機能の活用による認知症高齢者の家族やヤングケアラー等介護家族者支援の充実
- 介護予防ケアマネジメント等総合事業における、妥当性が高く、かつ、質の担保に留意した事務手続きの簡素化
- センター職員の負担増等に対応するための業務効率化等の検討

### 【各日常生活圏域の状況】



※住民基本台帳人口(令和5年10月1日)の推計人口を基に算出

基本施策2

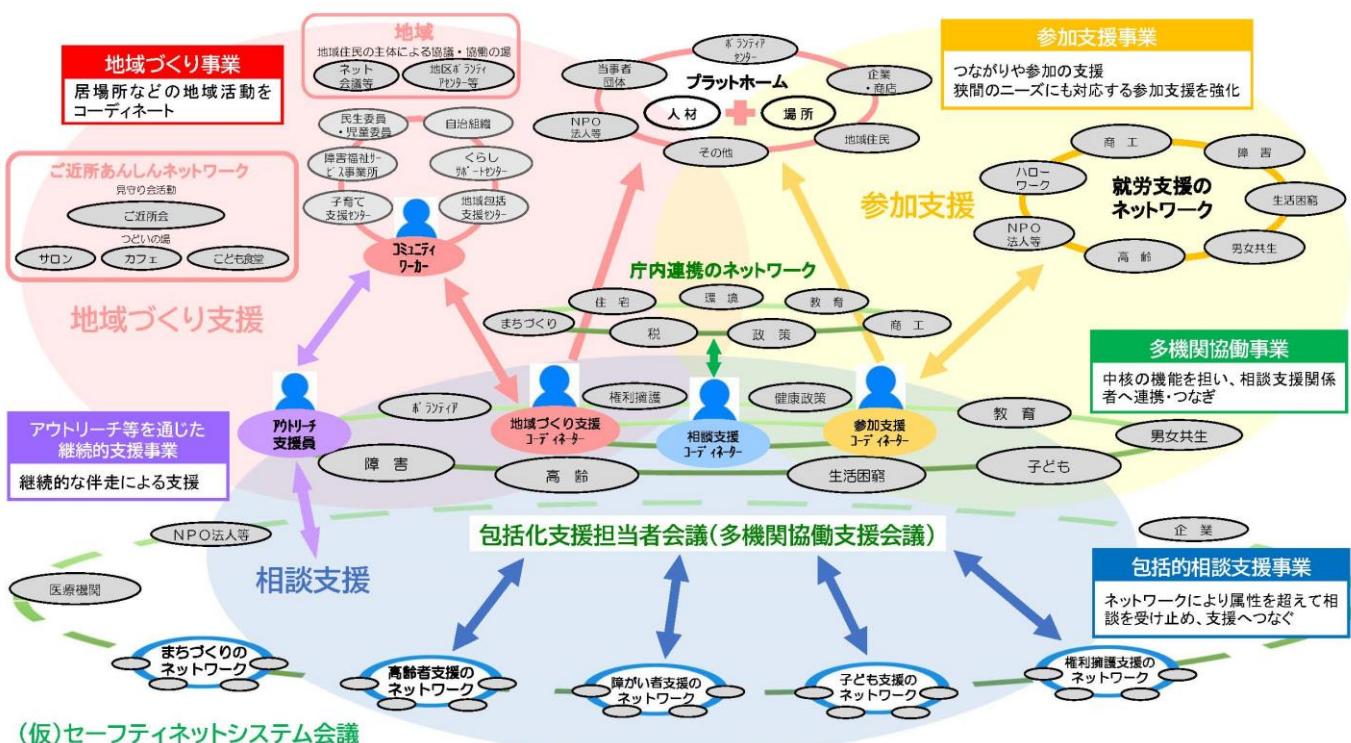
## 高齢者を支える地域福祉活動の推進

国においては、令和 22 年（2040 年）に高齢者人口がピークに達し、85 歳以上が高齢人口の 3 割を占め、困窮化、孤立化、認知症の増加等の問題がより深刻化すると予測される中で、平成 30 年（2018 年）4 月の社会福祉法改正において、高齢者のケアを主眼とした地域包括ケアシステムを引き続き推進しつつ、障がい者、子ども等への支援や複合的な課題にもその考え方を広げた「地域共生社会」の実現という方針が打ち出されました。

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、令和2年（2020年）6月の社会福祉法改正を受けて、令和3年度（2021年度）より市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されています。

本市では、令和5年度より国の交付金事業として本格的に実施しています。「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うため、各支援にコーディネーターを配置し円滑な連携に向けた調整を行うほか、アウトリーチ支援員による継続した伴走支援を行います。分野や制度を超え多様な機関が連携、協働することで地域住民の複雑・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制の構築に取組んでいます。

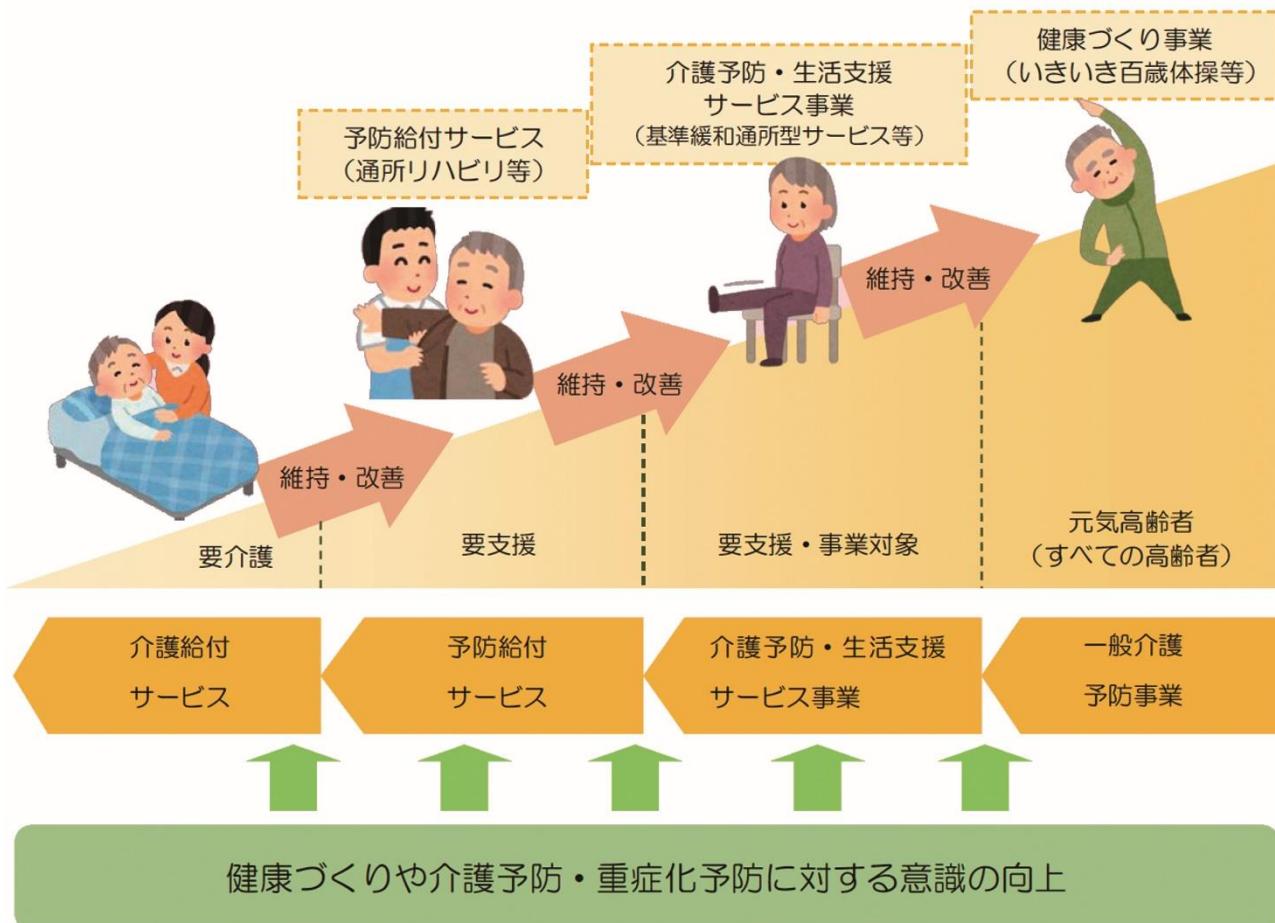
## 【本市の重層的支援体制整備のイメージ図】



## 基本目標2

# 高齢者の元気な生活を支援します

高齢者が地域で自立した元気な生活を送る上では、生きがいをもって日常生活を過ごすことが重要です。高齢者の介護予防、自立支援、重度化防止を図っていくために高齢者の社会参加や生きがいづくりの取組みを推進します。



## 一般高齢者に対する予防介護

フレイル予防、介護予防の普及・啓発

地域における主体的な取組み



## 基本施策1

## 介護予防・生活支援サービス事業の充実

本市は、平成29年（2017年）から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。

今後、高齢化の進展やひとり暮らし高齢者世帯等の増加により、多様な生活支援ニーズへの対応がさらに必要となることが見込まれます。住み慣れた地域で自立した生活を可能な限り継続できるようにするため、介護保険給付以外の生活支援サービスについては、介護予防・生活支援サービス事業の内容を適宜見直しながら多様なサービスの提供に努めるとともに、生活支援体制整備事業による生活支援・介護予防サービスの充実等も検討し、取組みます。

## 基本施策2

## フレイル予防・介護予防の推進

高齢者が、フレイル予防・介護予防に関心をもち、栄養・運動・社会参加が大切であることを理解し、身近な地域で本人が主体的・継続的に取組むことができるよう住民主体の「通いの場」の活動を推進するとともに、高齢者の健康づくりとフレイル予防の取組みを展開します。

また、要介護状態に至らないための取組みや社会参加を促進することで、介護予防及び自立支援につなげ、健康寿命の延伸をめざします。

### ◆一般介護予防事業

- 住民主体の「通いの場」の活動支援
- 福祉サポート一ポイン事業
- フレイル予防の普及・啓発
- 介護予防拠点づくりの支援
- 地域リハビリテーション活動
- データの利活用によるP D C Aサイクルに沿った介護予防施策の推進

### ◆健康づくりの推進

- 各種検診及びがん検診等
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

## 基本施策3

## 生きがいづくり活動の推進

本市における高齢化率は、令和4年（2022年）10月1日現在で26.2%となっており、介護保険制度が創設された平成12年（2000年）の13.1%と比べて、約20年間で2倍となっています。高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしの高齢者が増加傾向にあり、地域からの「孤立」など、新たな問題も顕在化しています。こうした課題を解決するためには、高齢者が多様な活動に参加し、人と人、人と地域の「つながり」の中で、地域の支え手としての「役割」を担いながら、「いきいき」と活躍することが一層重要になります。

本市では、地域活動や交流活動、就労や学びの場など、高齢者が元気でいきいきと日々の生活を送れるよう、さまざまな機会を通じて高齢者の「生きがい」づくりを支援していきます。

### ◆地域活動への参加促進

- 多様な地域活動への参加促進
- 高齢者と子どもたちがふれあう機会づくり
- 支え手となる高齢者の支援 など

### ◆高齢者の就労の場の充実

- シルバー人材センターへの支援
- ハローワークとの連携
- コミュニティビジネスの立上げ支援

### ◆社会参加の促進

- 高齢者スポーツ・文化施設の利用促進
- 他部署との連携による生きがいづくり支援 など

## 基本目標3

# 安心して暮らせる仕組みを構築します

### 基本施策1

#### 認知症施策の推進

認知症は誰もがなりうるものであり多くの人にとって身近なものとなっています。令和元年（2019年）に国がとりまとめた「共生」と「予防」を両輪とした「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症に関する理解の促進をはじめ、早期発見・早期対応の取組み、認知症の人とその家族を支える体制づくりを推進します。また、令和5年（2023年）には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症の人人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会（＝共生社会）の実現を推進することが目的とされています。

本市においても、市民等への普及啓発、認知症サポーターの養成、多職種協働による支援、家族介護者支援、認知症の早期発見・早期対応等、引き続き認知症施策を充実させ、総合的かつ計画的に推進します。

### 基本施策2

#### 高齢者の権利擁護の推進

認知症や加齢による判断能力の低下に伴い自分自身のことを自分で決定していくことが難しくなると、権利を侵害されやすい立場となります。こうした状態にある高齢者を悪質商法の被害や虐待から保護するだけでなく、本人の人格と個性を尊重しつつ、自己実現・自己決定を支援するといった積極的権利擁護を行う必要があります。

本市では、成年後見制度等の活用を推進するとともに、市民等へ高齢者の権利擁護意識の醸成を図り、ともに支え合える地域をめざします。

### 基本施策3

#### 高齢者の住まいの確保

本市では団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）までの中長期的な施設整備計画として、日常生活圏域ごとに施設整備計画を策定します。

2040年までの施設整備計画		天神川 ・荻野	稻野 ・鴻池	伊丹 ・摂陽	笹原 ・鈴原	桜台 ・池尻	花里 ・昆陽里	神津 ・有岡	緑丘 ・瑞穂	南
1 小規模多機能型住宅介護、 看護小規模多機能型 住宅介護	整備状況	●● ●●		●●		●●		●	●● ●●	
	第9期	いずれかの未整備校区 3箇所に整備								
	第10期以降	利用状況を勘案し、整備を検討								
2 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	整備状況	●		●						
	第9期	いずれかの未整備圏域 1箇所に整備								
	第10期以降	利用状況を勘案し、整備を検討								
3 地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	整備状況	●●				●● ●●	●		●● ●●	
	第9期	いずれかの未整備圏域 1箇所に整備								
	第10期以降	利用状況を勘案し、整備を検討								
4 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループ ホーム)	整備状況	●● ●●	●	●	●	●●	●	●	●● ●●	●
	第9期	いずれかの未整備校区 1箇所に整備								
	第10期以降	利用状況を勘案し、整備を検討								

※「●」は整備済み施設数

## 基本施策4

## 災害や感染症対策に係る体制整備

地震や豪雨などの自然災害や、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の流行を踏まえ、伊丹市地域防災計画・水防計画等に基づき、いつ発生するかわからない災害や感染症等に備えた体制整備を行うことが重要です。平常時から防災部局と連携し、避難行動要支援者の避難等に関する訓練を行うとともに、感染症防止対策マニュアルの周知啓発や研修の充実に努めます。

## 基本施策5

## 介護人材の確保と業務の効率化

将来的に介護人材の不足が見込まれる中、これまで介護に携わる機会が少なかった介護職未経験者等を取り込み、下記の方針に基づいて多様な人材の介護分野への参入を促進します。

### ◆3つの基本方針の一体的取組みとした介護コンシェルジュの配置

求職者と求人側とのマッチング機能を強化し、加えて就職後のフォローアップを行うことで、早期の離職を防止します。

#### 介護人材の発掘

- 介護就職セミナー・相談面接会への参加
- 介護に関する入門的研修の開催
- 生活援助ヘルパー研修の開催
- 中高生の職場体験への協力

#### マッチング

- 介護の職場見学の実施
- 個別相談の実施

#### フォローアップ

- 介護職員座談会の開催
- 生活援助ヘルパーフォローアップ研修の開催

### ① 介護人材の「すそ野を広げる」

介護就職セミナー＆相談面接会の開催、介護に関する入門的研修の開催、介護の職場見学事業等

### ② 介護の道を「長く歩み続ける」

介護職員座談会の実施、事業所訪問、人材確保に関する研修の開催

### ③ キャリアパスを構築し「道をつくる」

資格取得にかかる費用助成、生活援助ヘルパーの養成



保険給付の適正化などに取組むことで、介護保険制度の持続可能性を確保します。

## 基本施策1

## 介護保険サービス事業

## ◆介護保険制度の仕組み

65歳以上（第1号被保険者）



40～64歳（第2号被保険者）



第2号被保険者でサービスを利用できるのは、16種類の特定疾患により、介護（支援）が必要と認定された人のみ。

◆サービスの提供

◆一部自己負担支払い  
(サービス費用の1割から3割)

◆被保険者証を交付  
◆介護が必要か調査をして認定

◆保険料の納付  
◆介護が必要なときに申請

サービス事業提供者



介護報酬の請求

保険給付相当額の支払い  
サービス費用の9割から7割

伊丹市（保険者）



## ◆介護保険の財源

介護保険サービスを利用する場合の利用者負担割合は、所得に応じて1割、2割、3割と異なり、残りが介護保険から給付されます。その財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用（給付費）の50%を保険料、残り50%を税金等の公費で賄うこととなっており、第1号被保険者は給付費の23%を負担することになります。ただし、調整交付金の割合によって、第1号被保険者の負担割合は増減します。

また、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。



第9期  
保険料基準額 ●●●●円

◆保険料段階別の基準額に対する割合及び保険料年額

第9期（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））保険料段階

※第8期参考

保険料段階		保険料率	保険料年額
第1段階	① 本人が生活保護受給者 ② 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の場合 ③ 市民税世帯非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の場合	基準額×0.5  さらに公費による軽減あり 基準額×0.3	31,200円  18,800円
第2段階	市民税世帯非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の場合（ただし、第1段階を除く）	基準額×0.75  さらに公費による軽減あり 基準額×0.5	46,800円  31,200円
第3段階	本人を含めて世帯全体が市民税非課税であり、上記のどの段階にも該当しない場合	基準額×0.75  さらに公費による軽減あり 基準額×0.7	46,800円  43,700円
第4段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の場合	基準額×0.875	54,600円
第5段階	本人は市民税非課税だが、世帯では市民税課税で上記以外の場合	基準額×1.0	62,400円
第6段階	本人が市民税課税の場合	120万円未満	基準額×1.2
第7段階		120万円以上 210万円未満	基準額×1.3
第8段階		210万円以上 320万円未満	基準額×1.5
第9段階		320万円以上 400万円未満	基準額×1.625
第10段階		400万円以上 600万円未満	基準額×1.75
第11段階		600万円以上 800万円未満	基準額×2.0
第12段階		800万円以上	基準額×2.25

### 基本施策3

### 介護給付適正化計画(第6期)

介護給付を必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供することにより、適切なサービスの確保とその結果として費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の運営に努めます。

第6期計画においては、第5期計画における給付適正化主要5事業を再編し、費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」を任意事業として位置づけ主要事業から除外するとともに、実施の効率化を図るため「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」を「ケアプラン点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業を給付適正化主要事業とします。また、国民健康保険団体連合会の適正化システムによって出力される給付実績の活用として提供されたデータを積極的に活用していきます。

#### 第8期までの主要5事業

- ① 要介護認定の適正化
- ② ケアプランの点検
- ③ 住宅改修等の点検
- ④ 医療情報との突合・縦覧点検
- ⑤ 介護給付費通知

再  
編

#### 第9期の主要3事業

- ① 要介護認定の適正化
- ② ケアプラン点検  
※住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査を追加
- ③ 医療情報との突合・縦覧点検  
※介護給付費通知は廃止

### 基本施策4

### 介護保険制度を円滑に運営するためのその他の方策

#### ① 市民に対する情報提供

介護保険制度の円滑な運営をめざし、利用者である高齢者や被保険者である市民に対して、よりよいサービスが提供できるよう、制度の周知をはじめ、適切な情報提供を図ります。

#### ② 市民に対する相談体制の充実

介護相談員による介護サービス利用者への聞き取りや、地域包括支援センター等と連携した介護サービスの苦情・相談対応により、よりよいサービスが提供できるよう、相談体制の充実を図ります。

#### ③ 介護サービス提供事業者等への支援と指導・監査

介護サービスの質の確保及び介護保険給付の適正化を図ることを目的に、市内の介護サービス事業者等への指導・支援を強化します。また、介護サービス事業の運営が適正に行われるよう、県と連携するなどして介護サービス事業者の指導監査に努めます。

令和6年(2024年)●月

発行：伊丹市

編集：地域・高年福祉課／介護保険課

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

電話：072-784-8099（地域・高年福祉課）／072-784-8037（介護保険課）

FAX：072-784-8006（地域・高年福祉課）／072-784-8006（介護保険課）

URL：<https://www.city.itami.lg.jp/>